

農作業受託組織等体制整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化に対応するため農家から農作業の委託を受ける事業者や集落営農法人等の経営を支援し、あわせて農業基盤の維持を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業で、他の補助事業等の対象とならないものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第2欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じた額（千円未満の端数は、これを切り捨てる）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業を実施する日の2週間前の日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第4欄に掲げる補助率を乗じた額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、補助対象事業の完了から1か月を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度末のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額が交付決定に係る仕入控除税額を超える場合については、補助対象経費の額からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合に、その額が実績報告に係る仕入控除税額(交付決定にかかる仕入控除税額が実績報告に係る仕入控除税額を超えている場合は当該交付決定に係る仕入控除税額)を超えるときは、その超える額の返還を命ずることができる。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の器械及び器具とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率
農作業の受託等に対応するための農業用機械を更新する事業（新規に取得する農業用機械は除く。）	(1) 市が出資している農作業受託等を運営する法人	トラクター、乗用田植機、コンバイン、運搬用トラック（軽トラックは除く。）その他各種農業機械で1機械が50万円（税	(1) 機械購入費の1/2以内 補助限度額 1年度につき300万円
	(2) 集落営農法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条の規定により鳥取市が認定した農用地利用規程に位置付けられる法人に限る。）	抜き）以上である購入費ただし、農業以外の用途に使用しないものであること。	(2) 機械購入費の1/3以内 補助限度額 1法人につき3年度以内の合計額200万円